

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和6年5月16日（令和6年（行情）諮詢第569号）及び同年9月27日（同第1040号）

答申日：令和7年12月12日（令和7年度（行情）答申第701号及び同第702号）

事件名：令和6年度予算関連法案に関する想定問答に該当する文書の一部開示決定に関する件

令和6年度予算関連法案に関する想定問答に該当する文書のうち特定の期間に作成されたもの一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる2文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる4文書（以下、順に本件請求文書1に係るものを「文書1」、本件請求文書2に係るものを「文書2」ないし「文書4」といい、第4及び第5において、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年1月18日付け防官文第770号、同年4月8日付け同第8647号及び同年6月26日付け同第14836号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った開示決定及び各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）諮詢第569号（原処分1関係）

ア （略）

イ （略）

ウ （略）

エ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ (略)

キ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ (略)

## (2) 質問第1040号

ア 原処分2関係

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

(キ) (略)

イ 原処分3関係

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) 上記(1)オと同じ

(カ) (略)

(キ) (略)

(ク) 上記(1)クと同じ

(ケ) (略)

## 第3 質問序の説明の要旨

### 1 質問第569号(原処分1関係)

#### (1) 経緯

原処分1に係る開示請求(以下「本件開示請求1」という。)は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1を特定し、令和6年1月18日付け防官文第770号により、法5条5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分1)を行った。

質問第569号の前提となる審査請求は、原処分1に対して提起されたものである。

## (2) 法5条該当性について

原処分1において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、文書1のうち、法5条5号に該当する部分を不開示とした。

## (3) 審査請求人の主張について

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1においては、文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(2)のとおり、文書1の一部が同条5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ (略)

カ (略)

キ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、文書1のほかに本件開示請求1に係る行政文書は保有していない。

ク (略)

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

## 2 質問第1040号（原処分2及び原処分3関係）

### (1) 経緯

原処分2及び原処分3に係る開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書4を特定した。

本件開示請求2については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年4月8日付け防官文第8647号により、文書2について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、同年6月26日付け防官文第14836号により、文書3及び文書4について、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った。

質問第1040号の前提となる審査請求は、原処分2及び原処分3に對して提起されたものであり、本件質問に当たっては、それらの審査請求を併合し質問する。

### (2) 法5条該当性について

原処分3において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、文書3及び文書4のうち、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とした。

### (3) 審査請求人の主張について

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ 上記1 (3) キと同じ（ただし、「文書1」を「文書2ないし文書4」に、「本件開示請求1」を「本件開示請求2」にそれぞれ改める。）

キ (略)

ク 上記1 (3) エと同じ（ただし、「原処分1」を「原処分3」に、「文書1」を「文書3及び文書4」に、「同条5号」を「同条3号及び5号」にそれぞれ改める。）

ケ (略)

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分2及び原処分3を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- |             |                                                             |
|-------------|-------------------------------------------------------------|
| ① 令和6年5月16日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第569号）                                      |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）                                           |
| ③ 同月31日     | 審議（同上）                                                      |
| ④ 同年9月27日   | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第1040号）                                     |
| ⑤ 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）                                           |
| ⑥ 同年10月11日  | 審議（同上）                                                      |
| ⑦ 令和7年12月5日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、併合、本件対象文書の見分及び審議（令和6年（行情）諮問第569号及び同第1040号） |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の再特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしてい

ることから、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、令和6年（行情）諮詢第1040号において、諮詢庁は原処分2に係る審査請求についても併せて諮詢しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮詢庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求1の対象は、審査請求人が本件請求文書1に記載した「令和6年度予算関連法案に関する想定問答のたぐいに該当するもの全て。」について、当該文書に関連して担当部署が作成・取得した行政文書ファイル等につづられた文書の全てであると解した。

イ 本件開示請求2の対象は、審査請求人が本件請求文書2に記載した「令和6年度予算関連法案に関する想定問答のたぐいに該当するもの全てのうち防官文第770号（2023.12.19-本本B1971）で特定された後に作成されたもの全て。」について、請求受付番号が「2023.12.19-本本B1971」である本件請求文書1の開示請求受付日の翌日である令和5年12月20日から本件請求文書2の開示請求受付日である令和6年2月6日までに作成された文書の開示を求めているものと解した。

ウ 本件対象文書は、令和6年度予算関連法案として国会に提出された法律案の想定問答であり、複数の課室等が作成した想定問答を防衛省大臣官房文書課及び防衛政策局国際政策課において取りまとめた文書である。

エ 本件各審査請求を受け、関係部署の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル並びに共有サーバーの再度の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

（2）以上を踏まえて検討すると、本件対象文書は防衛省大臣官房文書課及び防衛政策局国際政策課において複数の課室等が作成した想定問答を取りまとめた文書を特定したものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記（1）ウ並びに上記第3の1（3）キ及び同2（3）カの諮詢庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮詢庁が説明する上記（1）エの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められていないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の1（2）及び同2（2）において、別表の内容に沿う説明をするので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

#### （1）別表番号1に掲げる不開示部分について

##### ア 別紙の3に掲げる不開示部分を除く不開示部分

（ア）標記不開示部分には、令和6年度予算関連法案に関する想定問答の内容に関する事項についての防衛省・自衛隊及び関係省庁間における検討内容等が記載されていると認められる。

（イ）当該不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

a 文書1は、本件開示請求1時点において特定された文書であり、令和6年度予算関連法案に関する想定集であるところ、国会における審議が開始される前のものであり、完全にセットされていなかつたものであることから、文書1における不開示部分を公にすることにより、防衛省・自衛隊において検討中の論点についての担当部局における未成熟な検討内容が明らかとなり、当該論点に対する政府の考え方や将来の方針等について無用な誤解や憶測を招くなど、国の機関内部における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

b 一方で、文書3は、本件開示請求2時点において特定された文書であり、文書1と同様に令和6年度予算関連法案に関する想定集であるところ、国会における審議が開始された後のものであるが、文書3における不開示部分は、その時点で関係省庁と完全に調整を了したものではなく、これを公にすることにより、関係省庁間において検討していた担当部局における未成熟な検討内容が明らかとなり、今後の同種の文書の策定作業において政府部内の自由かつ達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

（ウ）これを検討するに、文書1及び文書3は、本件開示請求1時点及び本件開示請求2時点において、それぞれ特定された文書であり、当該不開示部分を公にすると、防衛省・自衛隊及び関係省庁間において検討中の論点についての担当部局における未成熟な検討内容が明らかとなり、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決

定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があるとする旨の上記（イ）の諮問庁の説明は、否定することまではできない。

そうすると、本件不開示部分は、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### イ 別紙の3に掲げる不開示部分

しかしながら、別紙の3に掲げる部分については、原処分3において開示されている部分から容易に推測できる内容であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められないので、法5条5号に該当せず、開示すべきである。

#### （2）別表番号2に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分には、令和6年度予算関連法案に関する想定問答の内容に関連する事項についての関係省庁間における検討内容が記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

文書4は、本件開示請求2時点において特定された文書であり、令和6年度予算関連法案に関する想定集であるところ、国会における審議が開始された後のものであるが、文書4における不開示部分は、その時点で関係省庁と完全に調整を了したものではなく、これを公にすることにより、関係省庁間において検討していた担当部局における未成熟な検討内容が明らかとなり、今後の同種の文書の作成作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

ウ これを検討するに、文書4は、本件開示請求2時点において特定された文書であり、当該不開示部分を公にすると、関係省庁間において検討中の論点についての担当部局における未成熟な検討内容が明らかとなり、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があるとする旨の上記イの諮問庁の説明は、否定することまではできない。

そうすると、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

## 5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条5号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

## 別紙

### 1 本件請求文書

#### (1) 本件請求文書1 (諮問第569号)

令和6年度予算関連法案に関する想定問答のたぐいに該当するもの全て。

#### (2) 本件請求文書2 (諮問第1040号)

令和6年度予算関連法案に関する想定問答のたぐいに該当するもの全てのうち防官文第770号（2023.12.19-本本B1971）で特定された後に作成されたもの全て。

### 2 特定された文書

#### (1) 諒問第569号 (原処分1関係)

文書1 令和6年度予算関連法案基本想定（令和5年12月19日現在）

#### (2) 諒問第1040号 (原処分2及び原処分3関係)

##### ア 原処分2関係

文書2 令和6年度予算関連法案 基本想定 防衛省（1枚目、1  
7枚目及び18枚目のみ。）

##### イ 原処分3関係

文書3 令和6年度予算関連法案 基本想定 防衛省（1枚目、1  
7枚目及び18枚目を除く。）

文書4 日独ACS A根回し手持ち用想定

### 3 開示すべき部分

文書3の19枚目の上から1箇所目の不開示部分のうち、上から1行目ないし6行目及び上から7行目の左から1文字目ないし10文字目の不開示部分

別表（不開示とした部分及びその理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	2枚目の一部及び3枚目ないし155枚目のそれぞれ全て	国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
	文書 3	19枚目の一部（文書2の枚数を含む。）	
2	文書 4	21枚目の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討に関する情報であり、これを公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。